

## キュービクルに関する破産債権届出書〔参考〕

キュービクル（高圧受電設備）について、皆様より破産債権届出書の記載方法についての問合せが寄せられております。

- 1 現段階で㈱総合電商から破産管財人に提出されているキュービクル（CB）に関する売買契約書、リース契約書、賃貸借契約書、電気の供給契約書は、その一部のみです。

また、CBの存在や所在地・使用者に関する資料も手元にありません。今後、破産管財人はこれらの膨大な書類の受領、内容の精査に加え、契約書等と確認されたキュービクルの突合せを行う必要があります。

仮に契約書が提出されてもその内容と実体との不一致が存在する可能性もあります。さらに、各契約書及びその各条項の破産法上の効力については疑義があるものもあります。

- 2 そこで、破産管財人において、皆様の「参考」として、記載例（主なもの）を掲示します。破産管財人においては、各個別の契約書を検討したのではなく、各契約書の条項の効力は後日の裁判により決定されるのが本則であり、この記載例が正当であることや債権の認否など今後の破産管財人の業務内容に合致することを保証するものではありません。

CBに関する破産債権届出書は、破産管財人において令和4年1月20日以降も受付いたしますので、2月28日を目途にご提出をお願いいたします。既に破産債権届出書を提出済みの方について、変更届出書の提出を受付けます（変更を朱書きするなど明示して下さい）。

- 3 末尾に、2通りの「破産債権届出書」と封筒見本を添付しますので、ダウンロードしてご利用下さい。

### 後記A①貸付金として届出する参考記載例

#### 届出破産債権の表示 ※記入欄が不足した場合は、適宜別紙（A4判・形式自由）を使用してください。

（1）届出破産債権（届け出る債権の□にチェックしてください。）

債権の種類	債権額	債権の内容及び原因	証拠書類の例 (必ずコピーを提出)
<input checked="" type="checkbox"/> 貸付金	11,000,000	貸付日令和3年2月5日弁済期令和8年2月5日 利息月額100,000円	CBの売買契約書、 賃貸借契約書、買戻しに関する確認書等

<input checked="" type="checkbox"/> 約定利息金	48,387	貸付金に対する令和3年12月1日から令和3年12月15日までの日割計算(100,000円×15日/31日)	
合 計	11,048,387		

後記A②未払賃料を届出する参考記載例

届出破産債権の表示 ※記入欄が不足した場合は、適宜別紙(A4判・形式自由)を使用してください。

(1) 届出破産債権 (届け出る債権の口にチェックしてください。)

債権の種類	債 権 額	債権の内容及び原因	証拠書類の例 (必ずコピーを提出)
<input checked="" type="checkbox"/> 賃 料	48,378	〇年〇月〇日高圧受電設備賃貸借契約書〇条に基づく賃料 令和3年12月1日から令和3年12月15日まで日割計算 (100,000円×15日/31日)	CBの売買契約書, 賃貸借契約書, 買戻しに関する確認書等
<input checked="" type="checkbox"/> 貸付金 (予備的届出)	11,000,000	貸付日令和3年2月5日弁済期令和8年2月5日 利息月額100,000円	同上
<input checked="" type="checkbox"/> 約定利息金 (予備的届出)	48,378	貸付金に対する令和3年12月1日から令和3年12月15日までの日割計算(100,000円×15日÷31日)	
合 計	48,378		

後記A③損害賠償として届出する参考例

届出破産債権の表示 ※記入欄が不足した場合は、適宜別紙(A4判・形式自由)を使用してください。

(1) 届出破産債権 (届け出る債権の口にチェックしてください。)

債権の種類	債 権 額	債権の内容及び原因	証拠書類の例 (必ずコピーを提出)
<input checked="" type="checkbox"/> 損害賠償	11,000,000	令和3年2月5日の売買契約によって取得したCBが存在しない (または第三者の所有物である)。	CBの売買契約書, 賃貸借契約書, 買戻しに関する確認書, 設置場所(またはCB)の写真, 動産登記全部事項証明書等
<input checked="" type="checkbox"/> 遅延損害金	283,890	損害額に対する令和3年2月5日から破産手続開始前日まで年3%の割合(11,000,000×314日/365日)	
合 計	11,283,890		

後記Bの届出の参考記載例

**届出破産債権の表示** ※記入欄が不足した場合は、適宜別紙（A4判・形式自由）を使用してください。

(1) 届出破産債権（届け出る債権の口にチェックしてください。）

債権の種類	債権額	債権の内容及び原因	証拠書類の例 (必ずコピーを提出)
<input checked="" type="checkbox"/> 損害賠償 (予備的請求)	1,684,800	2019年5月27日付CBの新規設置及び電力需給契約の特約による無償譲渡の不履行  残存価格：2019年9月新設費用1,944,000円×13年÷15年	CBの新規設置及び電力需給契約書、設置場所(またはCB)の写真、動産登記全部事項証明書等
合計	1,684,800		

参考記載例の説明書

A 「高圧受電設備売買契約書」「高圧受電設備賃貸借契約書」「買戻しに関する確認書」を締結した債権者

① 貸付金として届出する例

債権の種類：貸付金

債権額：売買代金相当額

債権の内容及び原因：

〔貸付日〕 売買契約の締結の日

〔弁済期〕 賃貸借期間の満了日（買戻し予定日）

利息：月額賃料額相当額

証拠書類：CBの高圧受電設備売買契約書、賃貸借契約書、買戻しに関する確認書

〔メモ〕

①の届出は、契約上のCBの売買、賃貸借、買戻の形式にかかわらず、投資であって経済的には総合電商に金銭を貸付け、高利の利息を得、さらに5年後に貸付元本が返還されるとの理解に基づくものです。

<注①> ①の届出の場合、次の内容も届出書に記載することが考えられます。

債権の種類：約定利息金

債権額：賃料未払相当額（破産手続開始決定の前日〔令和3年12月15日〕までの日割り計算）

② 未払賃料を届出する例

債権の種類：賃料

債権の内容及び原因：〇年〇月〇日高圧受電設備賃貸借契約第〇条の月額賃料

債権額：未払賃料額（令和3年12月1日から破産手続開始決定の前日〔令和3年12月15日〕までの日割計算）

証拠書類：CBの受電設備売買契約書，賃貸借契約書，買戻しに関する確認書

〔メモ〕

1 ②の届出は、CBの所有権が売買契約により届出者にあることを前提にするものです。未払賃料額が令和3年11月分以前についてある場合は、それも債権額に加算します。

ただし、CBが実在するものか確認する必要があると考えます。また、このCBが複数人に多重譲渡されている可能性もあります。

売買契約により取得したCBが実在し、かつ、自己のCBの所有権を第三者に主張（対抗要件を備える）場合に限り、CBの所有権を取得できます。

CBの所有権を取得した場合も、CBは破産者(株)総合電商から電力需給者の事業所に設置され、第三者の土地上に存在するのが一般です。設置場所の土地所有者からCB所有者に対する請求によりCB撤去義務が発生します。

賃貸借契約を解除した場合、電力需給者から賃貸人（CB所有者）に対して無償使用貸借の貸主の地位の承継の主張がなされることもありえます。

2 CBの実在が不明の場合で、あるいはCBの所有権が届出者がない可能性がある場合に、

予備的に①に準じた届出をすることが考えられます。

- 3 令和3年12月16日分以降の賃料については破産法第148条の財団債権となるとの見解もあります。ただし、この見解によった場合でも、CBが実在しない場合は財団債権となりませんし、CBが多重譲渡された場合は第三者にCBの所有権を主張（対抗）できる1名の債権者の賃料のみ財団債権となります。

③ 損害賠償として届出する例

債権の種類：損害賠償請求（民法第709条）

債権額：売買代金相当額

債権の内容：売買契約によって取得した下記のCBが存在しない、または、第三者の所有するCBが売買契約の目的物であったことによる不法行為に基づく損害賠償。

証拠書類：CBの受電設備売買契約書、賃貸借契約書、買戻しに関する確認書。

設置場所の写真（CBが存在しない）、CBに貼られた第三者の所有を示すラベルの写真、他人が所有者として登記されている動産登記事項証明書など。

<注③> ③の届出の場合、次の内容も届出書に記載することが考えられます。

債権の種類：遅延損害金

債権額・債権の内容及び原因：

「売買契約日」から破産手続開始決定前日（令和3年12月15日）までの年3%の割合、の金額

- B CB新規設置「高圧受電設備の新規設置及び電力需給契約」を締結した債権者（㈱総合電商より新たなCBの設置を自らの事業所内に受け、㈱総合電商より電力供給を受けている場合で、CBの所有権が㈱総合電商以外の者のとき）

債権の種類：損害賠償

債権額：破産手続開始決定時のC Bの時価<注B>

債権の内容：上記売買及び需給契約書記載の(株)総合電商が破産申立をした場合のC Bの無償譲渡特約

証拠書類：高圧受電設備売買及び電力（分電）需給契約書，C B価格評価書及びC B写真など

<注B> 立証された処分可能額あるいはC Bの減価償却残高（償却期間15年）

〔メモ〕

- 1 この無償譲渡特約は破産手続開始決定前のもので無償譲渡請求権は破産債権と考えられます。また、同特約の文言は需給者の破産者に対する一方的意思表示で所有権が移転するものではなく、破産者に対し無償譲渡契約を義務づけるもののようです。
- 2 無償譲渡の特約により届出者がC Bの所有権を有すると考える場合でも、予備的に損害賠償の届出をすることが考えられます。記載例は、次のとおりです。

債権の種類：損害賠償（予備的）

債権額：破産手続開始決定時のC Bの時価

債権の内容：上記売買及び需給契約書記載の(株)総合電商が破産申立をした場合のC Bの無償譲渡の特約

証拠書類：C B売買及び電力（分電）需給契約書，C B価格評価書及びC B写真など

## 破産手続開始通知書

事件番号 令和3年(フ)第7615号(令和3年12月16日申立)  
本店所在地 東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番21号

破産者 株式会社総合電商  
代表者代表取締役 加藤 普

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
- (1) 破産手続開始日時 令和3年12月16日午後5時
  - (2) 破産管財人 弁護士服部 秀一 電話03-3241-2066
  - (3) 破産債権届出期間 令和4年1月20日まで
  - (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大手町ビル2階249区

服部総合法律事務所

弁護士 服部 秀一 気付

令和3年(フ)第7615号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所  
令和4年4月19日午前10時 債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)  
所在場所は「債権者集会場のご案内」のとおりです。

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。  
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

### 2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。保証人への請求等のため、債権届出日の証明を必要とする方は、配達証明郵便等をご利用ください。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

- 3 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせ及び債権についての照会は申立代理人までお願いします。

申立人代理人 弁護士 井上 玲子 電話 03-5797-7511

東京地方裁判所民事第20部特定管財1係 裁判所書記官 重山和代

事件番号 令和3年(フ)第7615号  
破産番号 株式会社総合電商  
破産管財人 服部 秀一  
届出期間 令和4年1月20日まで  
集会日 令和4年4月19日午前10時

裁判所・管財人使用欄
No.
受領日
令和3年(フ)第7615号 書類受領事務担当 令和 年 月 日受付

### 破産債権届出書

作成日 令和 年 月 日

印は実印に限りませんが配当時まで使用できるものにして下さい。  
届出書のコピーを手元に置いておくと問い合わせ等の際に便利です。

東京地方裁判所民事第20部特定管財1係

#### 破産債権者の表示

住所 〒 -

通知場所 住所と同じ 異なる場合 〒 -

氏名又は法人名・代表者名 印

事務担当者名 電話 - - FAX - -

\* 代理人名義で届け出る場合は、下欄も記入してください。(委任状添付必要)

住所 〒 -

代理人名 印 電話 - - FAX - -

#### 届出破産債権の表示

\* 記入欄が不足した場合は、適宜別紙(A4,形式自由)を使用してください。

(1) 届出破産債権 (届け出る債権の口にチェックしてください。)

債権の種類	債権額(円)	債権の内容及び原因	証拠書類の例(必ずコピーを提出)
<input type="checkbox"/> 売掛金		年 月 日から 年 月 日までの取引	請求書, 納品書 等
<input type="checkbox"/> 貸付金		貸付日 年 月 日弁済期 年 月 日 利息年 % 遅延損害金 %	契約書, 借用書 等
<input type="checkbox"/> 給料		年 月 日から 年 月 日までの就労分	給与明細書 等
<input type="checkbox"/> 退職金			不要
<input type="checkbox"/> 解雇予告手当			不要
<input type="checkbox"/> 手形・小切手 債権		手形番号	手形, 小切手(裏面 もコピーすること)
<input type="checkbox"/> その他(立替 金, 求償金等)			
<input type="checkbox"/> 租 税			
<input type="checkbox"/> 約定利息金		に対する 年 月 日から 年 月 日まで年 %の割合	
<input type="checkbox"/> 遅延損害金		に対する 年 月 日から 破産手続開始前日まで年 %の割合	
合 計			

(2) 別除権の種類及び訴訟の有無 (担保権を有する破産債権者, 訴訟等が係属している破産債権者のみ記入)

別除権の種類 (該当に○印)	抵当権(順位 番)・根抵当権(極度額 円, 順位 番) 仮登記担保・その他( )
別除権の目的 不動産の表示	予 定 不足額 円
破産債権につき係属 する訴訟又は行政庁 に係属する事件	裁判所または行政庁名 当事者名 事件番号 事件名

(3) 執行力ある債務名義または終局判決 (口にチェックしてください。)

有り(債権の種類: )合計 通(コピーを提出してください。)  無し

少額配当金受領については、配当金額が1000円に満たない場合においても、配当金を受領する意思があります。



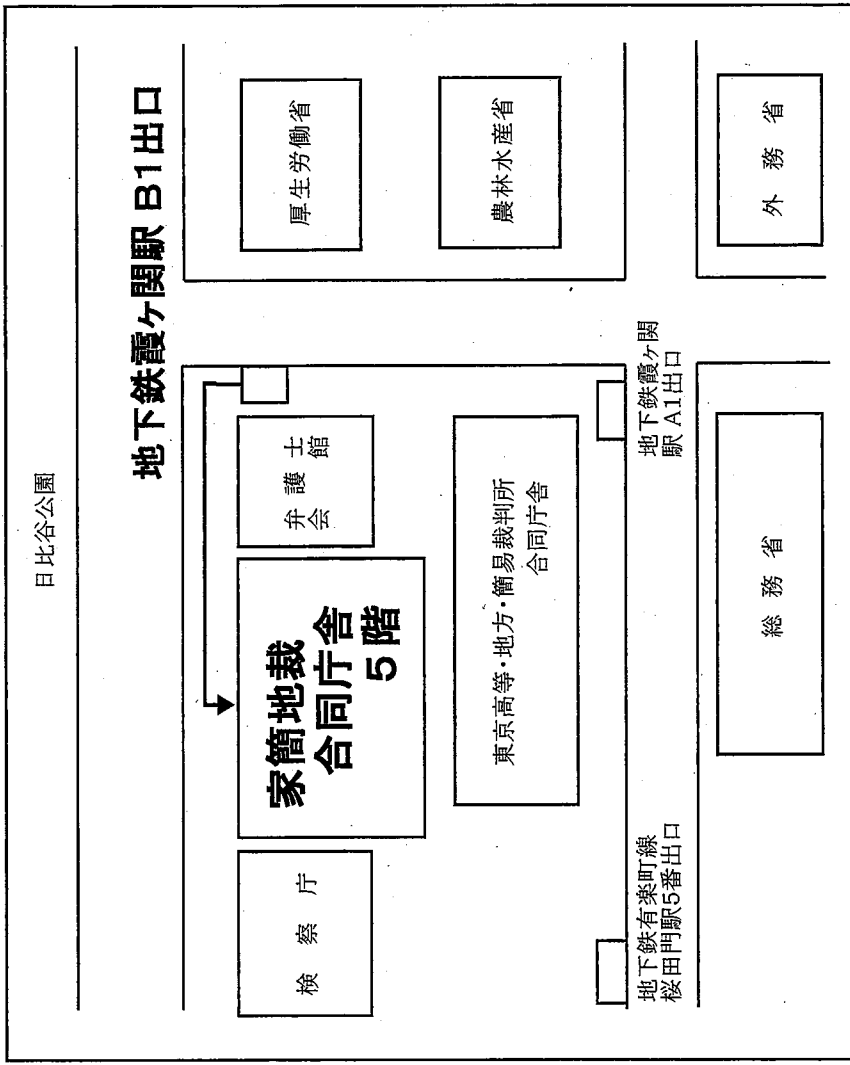
# 封筒表書見本

下記見本を切り取って封筒に貼り付けて郵送してください。  
 なお、見本のように封筒に記載する方法でも結構です。

切手を貼ってください	
〒 100-0004 東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大手町ビル 2階249区 服部総合法律事務所 弁護士 服部 秀一 気付 令和3年(フ)第7615号事件書類受領事務担当 御中	
差出人	
住所	
氏名	
令和3年(フ)第7615号 特定管財1係	

\* 封筒の大きさは、A4サイズの債権届出書が封入しやすいものとしてください。

# 債権者集会のご案内



債権者集会は

家簡地裁合同庁舎5階

債権者等集会場1

で行います。

※当庁では、平成25年10月1日から、入館の際に所持品検査を実施しています。混雑が予想されますので、出席される場合は、時間に余裕をもってお越しください。